

漁業特定技能協議会 1号構成員資格証明書交付手続規則

令和元年5月17日
漁業特定技能幹事会

最終修正：令和6年3月15日

漁業特定技能協議会構成員資格取扱要領（平成31年漁業特定技能協議会決定第3号）第2条の規定を実施するため、1号構成員の資格確認及び資格証明書交付等に関する事務手続について以下のとおり定める。

（加入申請）

第1条 漁業分野における特定技能所属機関になろうとする者は、協議会の1号構成員になるため、加入申請書（別紙様式第1-1号及び第1-2号）に記入の上、以下の書類を添えて、2号構成員に提出する。

一 雇用契約の概要（在留申請の関係書類の写し）

- ・ 特定技能雇用契約書
- ・ 雇用条件書
- ・ 派遣計画書（派遣形態の場合）
- ・ 就業条件明示書（派遣形態の場合）
- ・ 派遣先の概要書（漁業分野）（派遣形態の場合）
- ・ 派遣許可書（派遣形態の場合）

二 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じていることが確認できる書類

三 その他基準への適合の確認に必要な書類

2 2号構成員は、1号構成員から提出された書類が適当であることを確認し、毎月15日又は末日の期限までに、加入申請書並びに前項第二号及び第三号の書類を共同事務局（一般社団法人大日本水産会）に提出するものとする。前項第一号の書類は2号構成員が保管し、共同事務局等からの要請があれば速やかに提出する。

（資格確認）

第2条 特定技能所属機関からの前条の申請を受けた場合には、共同事務局は、申請者が協議会の構成員であることの要件を満たすことを確認する。

2 協議会の構成員であることの要件を満たすことが確認された場合には、共同事務局は、2号構成員を経由して、申請者に対し、別紙様式第2号により

資格証明書を交付する。

(証明書の再交付)

第3条 構成員は、証明書を失ったときは、別紙様式第3号により証明書再交付申請書を共同事務局に提出する。

(退会手続)

第4条 構成員は、漁業分野における特定技能外国人の受入れを行わない場合は、別紙様式第4号により退会届出書を共同事務局に提出するとともに、証明書を返却する。

(報告)

第5条 共同事務局は、証明書を交付したときは、四半期毎に、協議会(幹事会を含む)に1号構成員の資格状況を報告する。

経過措置

令和6年6月15日以前に受け入れた特定技能外国人の場合については、従前のおりとする。